

令和8年

夏の交通安全県民運動実施要領

【令和8年7月10日（金）～7月19日（日）】



やめよう！
「佐賀の
よかろうもん運転」

佐賀県交通対策協議会

（事務局：佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室）

令和8年夏の交通安全県民運動実施要領

第1 目的

夏季における交通事故を防止するため、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進する。

第2 期間

令和8年7月10日（金）から7月19日（日）までの10日間

第3 主催

佐賀県交通対策協議会（別表1のとおり）

第4 推進機関・団体

別表2のとおり

第5 運動のスローガン

「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」
～交通死亡事故ゼロを目指して～

第6 運動の重点

令和8年度佐賀県交通安全県民運動実施計画による年間推進事項のうち、特に推進する2項目について本運動の重点とした。

重点1 追突事故防止

重点2 飲酒運転の根絶

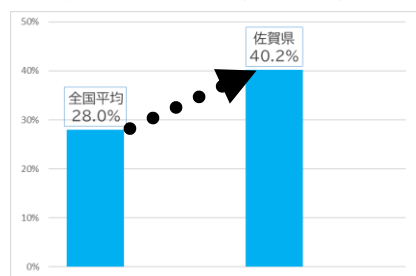
第7 運動の重点等に関する主な推進事項

重点1 追突事故防止

今年的人身交通事故の発生状況は、4月末時点で759件（前年同期比+36件、+5.0%）と昨年までの減少傾向から一転して増加しており、これ以上の増加に歯止めをかけるため、特に発生件数の多い「追突事故」について重点的に防止を図ることとする。

(1) 追突事故の割合が全国平均より高いこと、若者（10～20歳代）の追突事故が多いことの周知

ア 追突事故の割合が全国と比較して極めて高いこと

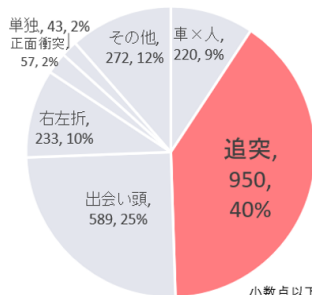


- ・ 佐賀県の追突事故の割合(40.2%)
- ・ 全 国 の追突事故の割合(28.0%)

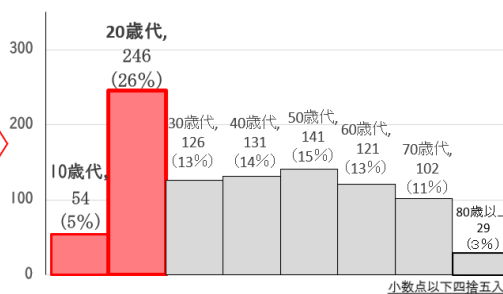
左図：人身事故に占める追突事故の割合(令和7年)
(追突事故件数/人身事故総件数で算出)

イ 若者（10～20 歳代）の追突事故が多いこと

令和 7 年中の人身交通事故類型別分類



追突事故の年齢別分類



- (2) 携帯電話・スマートフォンの使用禁止、早めの合図、信号の遵守、車間距離の保持等、追突事故防止に関する基本的事項についての広報啓発活動の推進
- (3) ※「3つの3」運動（H26.1.20 佐賀県交通対策協議会決定）の推進
※①3秒間の車間距離 ②方向指示器の3秒・30m ルール ③3分前の出発
- (4) 指導取締り及び街頭活動の強化

重点 2 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、尊い命を一瞬にして奪い、被害者はもとより、加害者やその家族の人生も大きく狂わせる、極めて悪質・危険な行為であり、いかなる理由があっても決して許されるものではない。

しかしながら、いまだに飲酒運転による交通事故や検挙が後を絶たない状況にあり、この問題を解決するためには、社会全体で飲酒運転を根絶するという強い決意を有することが重要である。

夏季は、行楽やイベント、会食などにより飲酒の機会が増えることから、開放的な雰囲気の中で気のゆるみによって、飲酒運転という重大な違反につながるような重点的に対策を推進する。

- (1) ※「飲酒運転（四ない）運動」の推進

※①運転するなら酒を飲まない ②酒を飲んだら運転しない ③運転する人に酒をすすめない ④酒を飲んだ人に運転させない

- (2) 家庭、職場、地域等における「飲酒運転を許さない」気運の醸成
- (3) 飲酒運転の取締りの強化

第 8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、重点を踏まえ、別表 3（推進機関・団体の推進事項）により、推進機関・団体が相互に連携して、効果的な運動の展開に努める。

なお、運動の重点以外の推進事項についても適宜推進するものとする。

第 9 効果評価及び報告

推進機関・団体は、計画及び実施結果の報告について、別途フォームにより、佐賀県交通対策協議会事務局（交通事故防止特別対策室）宛てに報告するものとする。

なお、報告期限については、以下のとおりとしている。

| | |
|--------------|-------------|
| 「運動の主要行事計画等」 | 7月 3日（金）まで |
| 「運動の実施結果等」 | 7月 31日（金）まで |

別表 1

佐賀県交通対策協議会 構成機関・団体

| | |
|---------------|----------------------|
| 佐賀県 | 佐賀県地域婦人会交通安全母の会 |
| 佐賀県議会 | 佐賀県商工会議所連合会 |
| 佐賀県教育委員会 | 佐賀県商工会連合会 |
| 佐賀県警察本部 | 日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会 |
| 佐賀運輸支局 | 佐賀県P T A連合会 |
| 佐賀国道事務所 | 佐賀県高等学校P T A連合会 |
| 佐賀労働局 | 佐賀県子ども会連合会 |
| 佐賀県市長会 | 佐賀県老人クラブ連合会 |
| 佐賀県町村会 | 西日本高速道路(株)九州支社 |
| 佐賀県交通安全協会 | 佐賀高速道路事務所 |
| 佐賀県安全運転管理者協議会 | 九州旅客鉄道株式会社 |
| 佐賀県自家用自動車協会 | 佐賀県保育会 |
| 佐賀県トラック協会 | 佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会 |
| 佐賀県バス協会 | 佐賀県タクシー協会 |
| 佐賀県指定自動車学校協会 | 日本自動車連盟佐賀支部 |

以上 29 機関・団体 (順不同)

別表 2

推進機関・団体

| | |
|-------------------|----------------------|
| 佐賀県 | 佐賀県地域婦人会交通安全母の会 |
| 佐賀県議会 | 佐賀県商工会議所連合会 |
| 佐賀県公安委員会 | 佐賀県商工会連合会 |
| 市町 (県内 20 市町) | 日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会 |
| 佐賀県警察本部 | 佐賀県P T A連合会 |
| 佐賀県教育委員会 | 佐賀県高等学校P T A連合会 |
| 佐賀県市長会 | 佐賀県子ども会連合会 |
| 佐賀県町村会 | 佐賀県老人クラブ連合会 |
| 佐賀県消防協会 | 佐賀県連合青年団 |
| 佐賀地方裁判所 | 佐賀県長寿社会振興財団 |
| 佐賀地方検察庁 | 佐賀県保育会 |
| 佐賀国道事務所 | 佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会 |
| 佐賀労働局 | 佐賀県女性と生涯学習財団 |
| 佐賀地方气象台 | 西日本高速道路株式会社 九州支社 |
| 佐賀運輸支局 | 佐賀高速道路事務所、 |
| 九州農政局佐賀地域センター | 久留米高速道路事務所、 |
| 自衛隊佐賀地方協力本部 | 長崎高速道路事務所 |
| 佐賀県交通安全協会 | 九州旅客鉄道株式会社 |
| 自動車安全運転センター佐賀県事務所 | 佐賀県軽自動車協会 |

| | |
|--------------------|--------------------|
| 佐賀県安全運転管理者協議会 | 佐賀県自動車販売店協会 |
| 佐賀県自家用自動車協会 | 松浦鉄道株式会社 |
| 佐賀県トラック協会 | 佐賀県高速道路交通安全協議会 |
| 佐賀県バス協会 | 自動車事故対策機構 佐賀支所 |
| 佐賀県タクシー協会 | 佐賀自賠責損害調査事務所 |
| 佐賀県指定自動車学校協会 | 佐賀県自動車整備振興会 |
| 佐賀県医師会 | 佐賀県弁護士会 |
| 佐賀県歯科医師会 | 佐賀県公民館連合会 |
| 佐賀県国公立幼稚園会 | 佐賀県中古自動車販売協会 |
| 佐賀県高等学校生徒指導連盟 | 軽自動車検査協会佐賀事務所 |
| 佐賀県高等学校協会 | 佐賀県農業協同組合中央会 |
| 佐賀県小中学校長会 | 全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部 |
| 佐賀県経営者協会 | 佐賀県農業協同組合 |
| 佐賀県建設業協会 | 佐賀県石油商業組合 |
| 佐賀県労働基準協会 | 日本自動車連盟 佐賀支部 |
| 佐賀県交通運輸労働組合協議会 | 佐賀新聞社 |
| 佐賀県人権擁護委員会連合会 | 朝日新聞社 佐賀総局 |
| 佐賀県民生委員児童委員協議会 | 共同通信社 佐賀支局 |
| 日本二輪車普及安全協会 九州事務所 | 時事通信社 佐賀支局 |
| 佐賀県建設労働組合連合会 | 西日本新聞社 佐賀総局 |
| 佐賀市個人タクシー協同組合 | 日本経済新聞社 佐賀支局 |
| J R九州佐賀駅構内タクシー協会 | 毎日新聞社 佐賀支局 |
| 佐賀玄海漁業協同組合 | 読売新聞社 佐賀支局 |
| 佐賀県有明漁業協同組合 | 株式会社サガテレビ |
| 佐賀県飲食業生活衛生同業組合 | NHK佐賀放送局 |
| 佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 | NBCラジオ佐賀 |
| 佐賀県左官業協同組合 | エフエム佐賀 |
| 佐賀県道路用コンクリート製品工業組合 | えびすFM |
| 佐賀県石材工業協同組合 | FMからつ |

以上 93 機関・団体 (順不同)

別表 3

◎ 推進機関・団体の推進事項

| 推進機関・団体 | 推進事項 |
|----------|--|
| 各機関・団体共通 | <ol style="list-style-type: none"> 1 あらゆる広報媒体を活用して交通安全に関する広報啓発活動の強化推進を図る。特に現在、佐賀県が置かれている厳しい交通情勢についての周知徹底を図る。 2 自組織内全ての職員に運動の周知徹底を図るとともに、自組織内職員による率先的な行動を推進する。 3 運動の重点に関するキャンペーンを展開する。 4 交通安全用品について効果の周知と普及促進を図る。 5 報道機関等に対して運動の取組について積極的に資料提供し、運動の周知と交通安全の啓発を推進する。 6 こどもや高齢者に対し、街頭での「声掛け運動」を積極的に実施する。 7 「よかろうもん運転（携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持）」の根絶に向けた広報啓発（特に携帯電話使用を重点） 8 追突事故防止のための「みっつの3」運動の広報啓発活動の推進強化を図る。 9 「横断歩道における歩行者保護」、「横断歩道以外の道路横断者の存在とその危険性」、歩行者に対する横断歩道利用の呼び掛け等、道路横断中における交通事故を根絶するための広報啓発活動の推進強化を図る。 10 「ハンドサインで渡ろう運動」を展開し、手を上げて道路を横断すること等の実践を促す。 11 「高齢者交通安全五則(まみむめも)」の周知徹底と、正しい横断の方法などの交通ルールの遵守や確実な安全確認の励行を推進する。 12 夜間における交通事故防止のため、「原則ハイビーム」及び早めのライト点灯、明るい服装や反射材着用の広報啓発活動の推進強化を図る。 13 自転車の正しい通行方法と「自転車安全利用五則」の広報啓発活動の推進強化を図る。 14 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化の周知と着用の徹底を図る。 15 自転車利用者に対する「自転車損害賠償保険」への加入促進を図る。 16 「特定小型原動機付自転車」の交通ルールの周知と遵守、ヘルメット着用の徹底を図る。 |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">県</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 市町、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における自主的な運動の展開を要請する。 2 各市町、関係機関・団体が実施する交通安全イベント、交通安全教室等を支援する。 3 運動の重点等に関するチラシ等の作成配布、テレビ、ラジオ、新聞等への資料提供と各種広報媒体の積極的活用により広く県民に運動の重点等の周知徹底を図る。 4 広報車を活用した広報活動を実施し、広く県民に運動の周知徹底を図るとともに、運動への積極的な参加を促進する。 |
| <p style="text-align: center;">市 町</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報車、有線放送、ケーブルテレビ等を活用して、住民に運動の重点等の周知徹底を図るとともに、運動への積極的な参加を促進する。 2 交通指導員、学校、老人クラブ等と連携、協力して、特にこども、高齢者に対する保護・誘導活動を推進する。 3 交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携、協力して、交通安全キャンペーン等を実施する。 4 こども、保護者、高齢者等世代間交流に着目した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 5 地域をあげた飲酒運転根絶気運の醸成を図る。 |
| <p style="text-align: center;">警 察</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 こども、高齢者に対する交通安全教育を積極的に実施する。 2 重大事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化する。 3 交通事故多発交差点や路線を重点とした交通監視活動や保護誘導活動を強化し、道路利用者の交通安全意識の高揚を図る。 4 自転車等利用者に対する街頭指導等を強化する。 5 関係機関・団体が行う各種交通安全活動に対する積極的な支援を行う。 6 飲酒運転根絶に向けた各種施策の強化を図る。 |
| <p style="text-align: center;">学 校 教 育 委 員 会 幼 稚 園 保 育 所</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 園児や小・中・高校生に対する交通安全教育、特に道路の正しい横断方法や自転車の正しい乗り方等についての指導を徹底する。 2 自転車等利用時におけるヘルメット着用の徹底を図る。 3 こどもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について指導する。 4 家庭や関係機関との緊密な連携により、通学自転車等の点検整備と駐輪及び走行マナーの向上や自転車等利用中における携帯電話の使用禁止、傘差し運転や二人乗りの禁止等についての指導を徹底する。 5 家庭や関係機関との緊密な連携により、自転車損害賠償保険の加入を促進するとともに、交通安全意識の高揚を図る。 |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 運 輸 支 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 街頭車両検査等による整備不良車両の排除及び無車検、無保険車両運行防止の指導・啓発を図る。 2 自動車整備工場に対する不正改造防止等の指導を強化する。 3 自動車運送事業者に対して、運行管理、車両管理の適正化を指導する。 4 自動車点検整備についての啓発活動の強化を図る。 |
| 道 路 管 理 者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 交通危険箇所及び事故多発地点・区間に対する点検を行い、安全対策に努める。 2 道路クリーン作戦を効果的に推進し、道路不正使用、放置物件、違法広告物等の是正指導と道路の適正管理を図る。 |
| 労 働 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主、衛生管理者等を通じて、運転者の健康管理と過労運転の防止に努める。 2 「交通労働災害防止のガイドライン」の普及と遵守を図る。 3 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、自動車運転者を雇用する事業所に対する監督指導を通じて、本運動の効果的推進を図る。 |
| 交 通 安 全 協 会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ、啓発チラシ等により、運動の周知徹底を図る。 2 運転者等に対する講習会を開催し、こどもや高齢者に対する「思いやり運転」等の交通安全意識の高揚を図る。 3 高齢運転者、高齢歩行者等に対する交通安全意識の高揚を図る。 4 自転車等利用者のルール遵守とマナー向上のための広報強化を図る。 5 反射材等交通安全用品の活用と普及促進を図る。 6 「TSマーク」を始めとした、自転車損害賠償保険の加入促進を図る。 7 ハンドルキーパー運動の普及促進と地域における飲酒運転根絶気運の醸成を図る。 |
| 安全運転管理者協議会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所における交通安全教育と基本業務の遂行を徹底する。 2 事故・違反を防ぐ社内体制の整備を推進する。 3 運転者と車両の管理を徹底し、安全運転意識向上と飲酒運転及び整備不良車運転の撲滅を図る。 |
| 高等学校PTA連合会 P T A 連 合 会 子ども会連合会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 学校その他の関係機関・団体と連携し、児童や生徒に対する交通安全教育を推進する。 2 家庭における交通安全に関する「保護者と子の対話」を推進する。 3 学校等と協力して自転車等の交通ルール遵守と交通マナー向上の指導に努める。 4 自転車等乗車時における乗車用ヘルメット着用の徹底を図る。 |
| 地域婦人会交通安全母の会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各家庭における交通安全に関する家族会議の開催を促進するなど、「交通安全は家庭から」の指針を定着させ、交通安全意識の高揚を図る。 2 「愛の一声運動」を推進し、地域一体となってこどもや高齢者に対する安全な歩き方の指導と道路横断時の保護・誘導活動を強化する。 3 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者世帯に対する訪問指導を行うなど、関係機関等と一体となった地域ぐるみの交通安全活動を推進する。 |

| | |
|--|--|
| 連 合 青 年 団 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における青年団活動やサークル活動において、安全運転をテーマとして取り上げ、若者の交通安全意識の高揚を図る。 2 若者に対し、子どもや高齢者を交通事故から守るための「思いやり運転」や飲酒運転の根絶など運動重点の推進を呼び掛ける。 |
| 老人クラブ連合会 県長寿社会振興財団 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各種会合等での交通安全意識の高揚と交通安全行事等への積極的な参加を呼び掛ける。 2 「高齢者交通安全五則(まみむめも)」の周知徹底と、正しい横断の方法などの交通ルールの遵守や確実な安全確認の励行を推進する。 3 70歳以上の運転者の高齢運転者マークの使用促進を図る。 4 老人交通指導員や交通安全部会の設置及びシルバーリーダーの養成等自主活動の促進を図る。 5 高齢者に対する反射材の効果を周知徹底させ、その活用を促進し、高齢者の交通事故防止を図る。 6 加齢に伴う運動・運転能力が変化していることを理解・認識させ、自覚に基づく安全行動や安全運転の実践を呼び掛ける。 |
| 鉄 道 事 業 者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道沿線、駅構内及び列車内において、踏切事故防止の広報を行う。 2 踏切の保安施設等の点検整備を推進する。 |
| 石油販売関係団体 商工会議所連合会 商工会連合会 農業協同組合 建設業協会 日本青年会議所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ポスター、立看板、店内放送等による交通安全広報を実施する。 2 来客、来訪者に対して、子どもや高齢者に対する「思いやり運転」等の交通安全意識の高揚を図る。 3 駐車場の整備や駐車場マップの配布により、違法駐車等の追放を推進する。 4 公共交通機関の利用促進を図る。 |
| トラック協会 バス協会 タクシー協会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 特に、子どもと高齢者を交通事故から守るための「思いやり運転」を積極的に推進するなど、交通マナーの実践を啓発する。 2 夜間の交通事故防止のため、「早めのライト点灯」、「ハイビームの活用」を推進する。 3 飲酒運転根絶のための啓発活動を積極的に推進する。 |
| 自動車販売店関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 車両の点検整備を通じて、安全運転の呼び掛けを行う。 2 自動車販売時におけるチャイルドシートとシートベルトの正しい着用等の「ワンポイント・アドバイス」の徹底を図り、安全運転を奨励する。 3 飲酒運転、若者による暴走運転など無謀運転の追放気運の醸成を図る。 |
| 日本二輪車普及安全協会 九州支部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ヘルメットの正しい着用と目立つ服装の着用を呼び掛ける。 2 二輪車の点検整備の励行と不正改造車両に対する改善指導を図る。 3 グッドライダー宣言を普及し、交通安全意識の高揚を図る。 4 自動二輪車の二人乗りに関する正しい技能及び知識についての理解の促進を図る。 5 店頭における「ワンポイント・アドバイス」の徹底を図り、安全運転の励行を奨励する。 6 若者の無謀運転等の追放気運の醸成を図る。 |

| | |
|-------------|---|
| 自動車整備振興会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 車両の点検整備を通じて、安全運転の励行を呼び掛ける。 2 不正改造を防止するとともに、定期点検の励行を促進する。 |
| 高速道路交通安全協議会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ポスター、パンフレット、チラシ、立看板等による交通安全広報を実施する。 2 各種活動を通じて、早めのライト点灯や追突事故の抑止及び防衛運転の徹底を促すなどの交通安全活動を推進する。 3 高速道路走行マナーの向上と正しい高速道路運転の推進を図る。 |
| 自家用自動車協会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各種活動を通じて、高齢者の交通事故防止など本運動の重点について積極的な促進を図る。 2 ポスター、パンフレット、チラシ、立看板等による交通安全広報を実施する。 |
| 指定自動車学校協会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 運転者教育の充実を図り、より安全な運転行動のとれる運転者の育成を図る。 2 ポスター、立看板等による交通安全広報を実施する。 |
| 自動車安全運転センター | <ol style="list-style-type: none"> 1 ポスター、チラシ等による交通安全広報を実施する。 2 運転免許に関する経歴(記録)証明書の活用を推進し、運転者の交通安全意識の高揚と企業等における安全運転管理の効果的な実施を呼び掛けるとともに、SDカードの普及促進を図る。 3 交通違反等により運転免許の効力の停止を受ける直前に達した運転者に対して、その累積点数を書面で通知し運転免許の停止処分等受けることのないよう安全運転を促す。 |
| 日本自動車連盟佐賀支部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各種交通安全講習会(座学、参加・体験・実技型)を通じて、安全行動や安全運転の実践の徹底を図る。 2 各種イベント時における広報啓発活動により、交通安全意識の高揚を図る。 3 シートベルト着用及びチャイルドシート使用状況の調査を実施し、公表するなどして、着用・使用の徹底を図る。 |
| 報道機関 | <p>本運動の普及、啓発を目的とした広報を積極的に行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。</p> |